

令和8年度第1回千葉県国民健康保険連携会議

議事要旨

令和8年8月31日（月）

午後2時から午後4時まで

千葉県企業局2階202会議室で開催

議題（6）第2期千葉県国民健康保険運営方針中間見直しについて

資料6－1から資料6－4に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

（A委員）

まず、資料6－3の11ページについて、バイオ後続品に関する記載が今回の中間見直し（案）で追加されているが、この記載を追加した背景、また、今後どのような取組を想定されているのか、教えていただきたい。また、地域フォーミュラリについて、今回の見直し（案）には、これを盛り込まないとのことだが、現在の検討状況と、今後、どのような方向性を考えているか、共有していただきたい。

次に、同資料12ページの「国民健康保険団体連合会と検討し、市町村の事務負担の軽減の更なる推進」について、である。市町村にとって、制度改正への対応や日々の事務負担の軽減は、非常に重要な課題である。都道府県間でも、こうした課題について情報共有や検討が行われていると承知している。現在、県が把握されている最新の状況や、今後県としてどのような方向で市町村の事務負担の軽減を進めていくのか、について共有していただきたい。

次に、同資料19ページの「保険料水準統一に関する説明・広報」について、である。これまでの作業部会等でも議論されてきたが、保険料水準の統一については、制度を運営する側の論理だけでなく、県民、とりわけ被保険者の立場から見て、統一によって何がどのように変わり、どのようなメリットがあるのかを、できる限り分かり易く説明していくことが重要だと考える。制度の変更についてご理解を得るためには、「統一する」という事実だけではなく、その目的や意義を丁寧に伝えることも必要である。今後、広報の中では、是非そうした視点も盛り込んでいただきたい。

最後に、災害時の保険料等の減免についてである。今回の「令和8年8月千葉豪雨」では、当市を含む25自治体が災害救助法の適用を受けた。各自治体には、財政状況やこれまでの制度運用など、それぞれの事情があることは承知しているが、減免の対象や割合、適用基準、被害区分、所得要件などが異なることで、同程度の所得で、同程度の被害を受けた被保険者でも、同じ県内でありながら、居住する自治体によって、取扱いに差が生じる可能性がある。こうした差は、被保険者の立場から見たときに「なぜ隣の自治体では減免対象になり、私の自治体ではないのか」といった疑問が湧いたり、不公平感に繋がることも考えられる。

今後、保険料水準の統一を進めていくのであれば、こうした被保険者の負担に直接関わる制度についても、県内で一定の共通化を検討していく必要があるのではないか、と考える。例えば、減免の対象や割合、適用基準、被害区分、所得要件などについて、県として標準的な考え方や共通の判断基準を整理できれば、被保険者間の公平性の確保と、自治体の事務負担の軽減の双方に繋がるのではないかと考える。

今後の保険料水準の統一化の議論の中で、災害時の減免等については、検討課題としての優先度を上げていただきたいと思うが、県のお考えを伺う。

（千葉県）

バイオ後続品については、国の策定要領を踏まえ、今回新たに記載を追加したものである。今後、県全体として取り組みを進めていきたいと考えている。

地域フォーミュラリについては、国から都道府県に対し、検討の場を設けて推進するよう通知が発出されている。これを受け、現在、薬務課をはじめとした関係課と協議を進めており、今年度中に検討の場を設ける方向で調整しているところである。また、地域フォーミュラリについては、地域ごとに温度差がある状況である。地域の薬剤師会が積極的に取り組んでいる市町村もあるため、そうした事例の情報収集を進めながら対応していきたいと考えている。

市町村の事務負担軽減については、国としても推進する方向性が示されている。県としても国保連と連携しながら、市町村の皆様の意見を伺い、できる限り早く取り組みを進めていきたいと考えている。

次に、説明広報について、保険料水準統一の目標年度等が決定し、公表される段階となった際には、県民に対しても積極的に周知を行っていききたいと考えている。また、御意見をいただいた保険料水準統一によるメリット等の広報についても検討していきたい。

最後に、災害時の減免制度について、今後ワーキンググループ等の場において、市町村の皆様からご意見を伺いながら検討を進めていきたいと考えている。

（B委員）

資料6-3の21ページの標準保険料（税）の算定方式について、「受益と負担の関係性の明確化」という新たな視点を加えていただいたことについては大変ありがたいと考えている。

一方で、「受益と負担の関係性の明確化」の説明については、正直なところ文章だけでは理解しづらい印象を受けている。今後、市町村として議会や市長等へ説明する際、この文章だけでは十分な説明が難しいと考えている。そのため、より分かりやすいイメージ図や具体例、あるいは補足資料を作成していただきたい。

また、改めて、この部分の趣旨をもう一度説明願いたい。

また、現在示されている説明の構成についてであるが、個人的には「子育て支援策の拡充」よりも、「受益と負担の関係性の明確化」を先に説明した方が、より多くの被保険者に訴求できるのではないかと考えている。

(千葉県)

数値や図表等による分かりやすい補足資料については、今後検討していきたいと考えている。

説明の構成については、まず始めに現状として単身世帯の増加や世帯構成の変化があることを示し、その上で子どもに対する均等割軽減措置の拡充など近年の制度改正を説明し、最後に受益と負担の関係性の観点から2方式化の考え方を示す構成としている。受益と負担の関係性については、国民健康保険の応益割部分に着目した考え方である。医療給付は被保険者個人ごとに提供されるものであることから、応益割の負担についても個人単位で負担を求める方が、制度としてより明確で公平であるという考え方に基づいている。

(B委員)

ご説明いただいた内容については、漠然とした理解にとどまる程度で、現状の文章だけでは市長や議会、被保険者に対して説明するには十分ではないと考えている。

統一年度や賦課方式については、10月に予定している県の運営協議会にて説明して公表されることになると思うが、その前までに、市長まで説明をしなければならないと考えている。そのため、早急に補足資料を示していただくようお願いする。

(C委員)

資料6-3の5ページの「適切な保険料(税)率の設定」という表現について、意味合いが曖昧であるように感じる。説明の中では「標準保険料率」という言葉を使っているが、推計した被保険者数・診療費により算出した標準保険料率のもとに、被保険者数の減少、診療費の増大を背景にした保険料、ということで記載の趣旨は理解できるが、「標準保険料率」ではなく「適切な保険料率」という表現を使用するのか。

また、「社会保険適用の拡大等に伴う被保険者数の減少」と書かれているが、国は、社会保険適用の拡大等は国保財政にとってプラスに働くという説明をしており、様々な要因がある中で、当該記載を代表的な要因として掲載することについて、国の説明との整合性の観点から問題ないものか確認させていただきたい。

「適切な保険料(税)率の設定」がされないことの間接要因として、県は被保険者数と診療費を挙げている。「被保険者数の減少」については本文中に記載があるが、「診療費の増大」については触れられていない。「診療費の増大」についても要因としていただかないと、市としては今後の説明が難しいので検討いただきたい。

(千葉県)

最初に発言いただいた内容については、「適切な保険料(税)率の設定」という表現が、市町村にて不適切な保険料率が設定されていると読み取れてしまうことを懸念しているということでもよろしいか。

(C委員)

標準保険料率に合わせていくという意味だとは思いますが、ここの表現だけピックアップすると、何が「適切」なのか、標準保険料率と完全一致することが適切なのか、非常に曖昧であるため、今後当市での保険料率の改定の際の説明が難しくなってしまうと考えている。

(千葉県)

当該箇所の表現については、今後検討したいと考えている。

また、国の説明内容を確認し、記載内容について検討したいと思う。

議題（１）令和７年度千葉県及び市町村国民健康保険特別会計の決算状況について

資料１－１～１－６に基づき説明。

質疑・意見等なし。

議題（２）前期高齢者交付金に係る国のシステム設定誤り等への対応方針について

資料２に基づき説明。

質疑・意見等なし。

議題（３）令和７年度千葉県国民健康保険特別会計の決算剰余金の取扱いについて

資料３に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

(Ｂ委員)

決算剰余金を納付金減算に活用いただくことについて感謝する。

金額等には、異議は無いが、一方で、剰余金は、被保険者から過徴収となった保険料の側面があるため、還元すべきは直近の現役世代であり、本来的には、全額を次年度の納付金減算に充てるべきなのではないかと考える。

将来、保険料水準統一した時に保険料を抑制できるようストックしておきたいことも理解できるが、被保険者側からしたら、将来のためではなく、今のために使ってほしいという考え方もあるかと思う。

将来のために積み立てておきたいということであれば、財政調整機能分を、いつまでに、どの額までを目指して保有しておきたいのか、この額まで積み立てればこのぐらい保険料を抑制できるので、一定程度実質収支を基金に積んでいくという、おおまかな計画があれば、説明にも使いやすいのではないかと思う。額自体を出すのは難しいとも思うが検討いただきたい。

また、制度改正により確定係数が毎年上昇している実情があり、その時には、資料にも記載しているとおり、剰余金の活用を柔軟に考えていただければと思う。

(千葉県)

貴重なご意見に感謝する。

基金残高の目安については、決算剰余金の状況により変動するものであることから、これまで明確な水準は設定していなかったところである。一方で、将来的な基金残高の水準に関する考え方を求められる場面も想定されるため、一定の変動幅を考慮しつつ、目安となる水

準について整理を進めてまいりたい。また、剰余金について、本来は現役の被保険者に還元すべきものであるという考え方も含めて、御意見として承りたい。

議題（４）令和９年度国保事業費納付金・標準保険料率の算定方針について

資料４－１から資料４－３に基づき説明。

質疑・意見等なし。

議題（５）令和８年度市町村保険料（税）率の設定状況について

資料５－１から資料５－２に基づき説明。

質疑・意見等なし。

議題（７）その他（赤字削減・解消計画について/医療費適正化について）

資料７－１から資料７－２に基づき説明。

質疑・意見等なし。